

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 31 年 1 月 22 日	228,377 円	■ ■	平成 30 年 9 月 4 日午後 2 時 50 分頃、本市が埴生南幼稚園内の砂場に設置していた日よけが、台風 21 号の暴風により飛散し、相手方が所有するカーポート及び車両に接触したことにより、これを損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成 31 年 2 月 1 日	503,280 円	■ ■	平成 30 年 9 月 4 日の台風 21 号の大雨により、相手方が居住する家屋に雨漏りが発生したが、以前から青少年運動広場において軟式野球を行っていた者のボールが相手方の所有地に打ち込まれていたことから、当該雨漏りの原因は、当該ボールが相手方の屋根を損傷させたことにあると認められるが、当該行為者を特定できないことから、施設管理者である本市が損害賠償するもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成 31 年 1 月 15 日	113,454 円	■ ■	平成 30 年 10 月 8 日午後 5 時 30 分頃、羽曳野市立陵南の森運動広場において、軟式野球を行っていた者のボールが、当該広場のフェンスを越え、相手方住宅の車庫に駐	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄

			車されていた車両に接触したことにより、これを損傷させたものであるが、当該行為者を特定できないことから、施設管理者である本市が損害賠償するもの。	する。
--	--	--	---	-----